

令和7年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の人件費改定

＜子どものための教育・保育給付交付金＞ 令和7年度補正予算所要額 844億円
※費用の一部について、事業主拠出金を充当（389億円）

【趣旨・目的】

保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

【公定価格の算定方法】

公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

（参考）令和7年人事院勧告の内容

- ① 俸給月額を、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引き上げる
- ② ボーナスを0.05月分引き上げる（4.6月→4.65月）

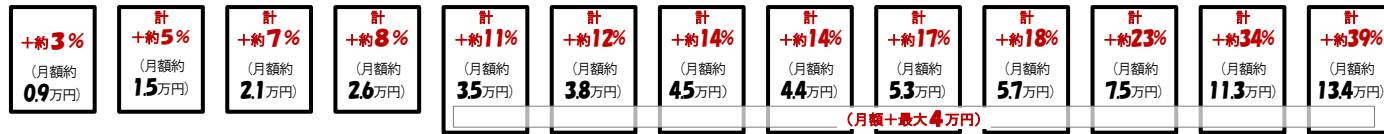
※ 人事院勧告を踏まえた人件費単価の改定状況

令和4年 +2.1%、令和5年 +5.2%、令和6年 +10.7%、令和7年 +5.3%

【国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い】

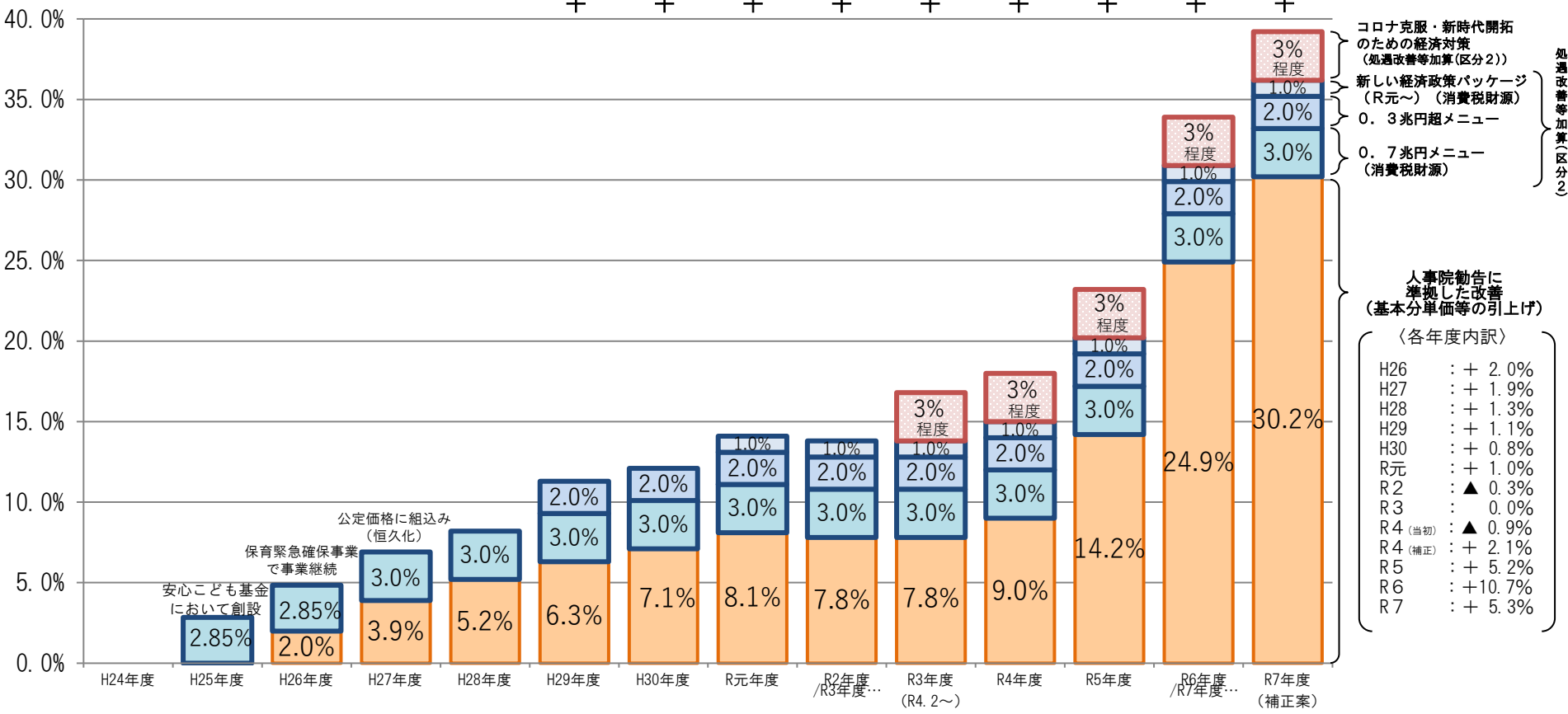
令和7年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定について、内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて、令和7年4月まで遡って公定価格の引上げを行う。

保育士等の処遇改善の推移



技能・経験に着目した更なる処遇改善 (処遇改善等加算(区分3))

(改善率)



コロナ克服・新時代開拓のための経済対策 (処遇改善等加算(区分2))
 新しい経済政策パッケージ (R元~) (消費税財源)
 0.3兆円超メニュー
 0.7兆円メニュー (消費税財源)

人事院勧告に準拠した改善 (基本分単価等の引上げ)
 (各年度内訳)
 H26 : + 2.0%
 H27 : + 1.9%
 H28 : + 1.3%
 H29 : + 1.1%
 H30 : + 0.8%
 R元 : + 1.0%
 R2 : ▲ 0.3%
 R3 : : 0.0%
 R4 (当初) : ▲ 0.9%
 R4 (補正) : + 2.1%
 R5 : + 5.2%
 R6 : + 10.7%
 R7 : + 5.3%

※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施(恒久化)

令和7年度補正予算による処遇改善の効果を速やかに保育士等に届けるための要請事項等

「令和7年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定等を踏まえた令和7年度補正予算における公定価格の取扱いについて」（令和7年12月16日事務連絡）概要

- 令和7年度補正予算で措置した、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分については、保育士等の処遇改善の重要性を鑑み、年度当初に遡って賃金等を引き上げるものであり、迅速かつ確実に現場の保育士等に届けるため、都道府県に、管内市町村への助言等を要請するとともに、市町村及び施設・事業所に以下のことを要請。
 - 今後、保育士等への支給状況について調査を行い、支給がされていない場合は施設・事業所へのフォローアップを実施する。
 - 翌年度以降に年度中の改定がある場合（※）は、改定分の算出機能を有する請求システムの運用（保育施設業務管理プラットフォーム）により、現場への支援を行う（開発中。令和8年度より運用開始。）
- （※）人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定は例年行っているが、補正予算の成立が必要となる。

要請事項

▶市町村

1. **改定分の算出支援・・・施設・事業所の情報をもとに改定分を算出して施設・事業所に周知すること。**
※ 市町村の約69%が協力していることも踏まえ、改めて算出の実施を要請。
2. **改定分の早期支弁・・・3月中に施設・事業所に給付費等の支弁をすること（可能であれば国からの交付より早く対応すること）。**
3. **加算の認定・・・改定分の額の基礎となる加算の認定の要否について速やかに終えること。**

要請事項

▶施設・事業所

1. **速やかな支払・・・12月に単価を示して以降、準備を進め、3月中には職員に改定分を支払うこと（可能であれば市町村からの支弁より早く対応すること）。遅くとも、夏季の賞与（夏季の賞与がない場合は7月中）までには支払うこと**
※ 施設・事業所の約63%が3月には一部又は全額の支払いを行っていたこと、約73%が7月には支払いを完了していたことを踏まえ、期限を定めて支払いを要請。
※ 算出が困難な場合には、概ねの見込額を年度末に支払うなどの方法も考えられることを提示。
2. **職員への周知・・・単純に職員の給与が+5.3%になるものではないところ、改定分の趣旨や内容等を職員に説明すること。**
※ 説明するためのリーフレットを国で作成し、配布。

その他、主な周知・要請事項は以下のとおり。

- 対象者：通常の教育・保育に従事する職員全てが対象になり得ること。
- 使途：全額を人件費とすること。基本はベースアップによる差額分を一時金等で支払うことを基本としつつ、その他の方法も妨げない。対象者や支払う額が恣意的に偏らないこと。
- 市町村への要請：令和6年度補正予算の改定分（+10.7%）について、全額を人件費に充てていないとする施設・事業所が約1%あった。処遇改善等加算の算定要件でもあるところ、その確実な確認について要請（充てていない場合は追加で支払うことを指導）。

<子どものための教育・保育給付交付金> 令和7年度補正予算 16億円

事業の目的

- 保育所等においては、こどもたちが集団で生活する場として、普段からこどもを取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要がある。
- 一方で、昨今の物価高騰を受け、食材料費をはじめ、様々な物の価格の変動が急激であり、質の確保された食事の基となる食材料の確保や安定的な教育・保育の継続が困難な状況にある。
- このため、物価上昇といった厳しい環境の中でも、質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう「運営継続支援臨時加算」を創設する（令和7年度限り）。

告示単価（案）

- 保育所、認定こども園、
幼稚園（新制度に移行している園に限る。） : 100千円（1施設・事業所あたり年額）
- 小規模保育事業所、事業所内保育事業所 : 50千円（ " " ）
- 家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所 : 25千円（ " " ）

実施主体等

【対象】保育所、認定こども園、幼稚園、
家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

【実施主体】市町村

【補助率】国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4